

山口市地方就職学生支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学・大学院を卒業・修了した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するために実施する山口市地方就職学生支援補助金（以下「学生支援補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のある区域のうち、別表1に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。

(2) 転入

本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(補助対象経費)

第3条 令和6年4月1日以降の県内企業の選考面接に要した往復交通費及び県内企業への就職に係る本市への移転費を対象とする。

(補助金の額)

第4条 学生支援補助金の金額は、別表2のとおりとする。

(交付回数)

第5条 交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第6条 学生支援補助金の交付の対象となる者は、申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 移住等に関する要件

次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 東京都内に本部がある大学又は大学院（以下「大学等」という。）の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上、大学院については原則2年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 山口市に移住したこと。ただし、交通費については、山口県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

- ② 学生支援補助金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ③ 学生支援補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に（2）アの要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- ④ 第3条の経費に対し、他の補助金等を受けていないこと。
- ⑤ その他市長が学生支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件

次のア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が山口県内に所在する企業等に、（1）（ア）①の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 勤務地が山口市からの通勤が可能な地域であること。

（補助金の交付申請）

第7条 学生支援補助金の申請者は、山口市地方就職学生支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 就業・内定証明書（別記第2号様式）
- （2） 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- （3） 交通費、移転費の領収書及び本人確認書類
- （4） 移住元の住所を確認できる書類（申請者の住民票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等）

- (5) (本市への転入後に申請する場合) 申請者の転入後の住民票の写し
- (6) (在学中に交通費を申請する場合) 在学証明書
(卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印(公印)すること。)
- (7) (在学中に交通費を申請する場合) 転居予定の住所を確認できる書類(賃貸住宅の賃貸借契約書等)
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、移住支援補助金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を山口市地方就職学生支援補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 学生支援補助金の交付は、前条の規定により学生支援補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの山口市地方就職学生支援補助金交付請求書(別記第4号様式)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び是正のための措置)

- 第10条 交付決定者は、申請日の属する年度の次年度から5年間、住所、就業先及びその他第6条に規定する対象者要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日までに、山口市地方就職学生支援補助金現況届(別記第5号様式)により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、その他補助事業の遂行に関し必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

第11条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、学生支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山口市地方就職学生支援補助金返還請求書(別記第6号様式)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に山口市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に山口市に住民票がある場合を除く)

エ 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

オ 山口市への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で山口市から転出した場合

(2) 半額の返還

山口市への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれ

れか遅い日から 3 年以上 5 年以内に山口市から転出した場合

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、及び鳩山町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町及び長柄町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町及び湯河原町

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	補助金の額
交通費	2 万円 ただし、山口県内の企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の 2 分の 1 にあたる額と、2 万円のいずれか低い額とする。
移転費	1 1 万円 ただし、移転費の領収書の額が 1 1 万円に満たない場合は、当該領収書の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。